

# 多子世帯<sup>(注1)</sup>の学生対象 授業料・入学金の無償化 (全額免除・所得制限なし)について

- 本制度の支援を受けるためには**日本学生支援機構 給付奨学生**となることが前提<sup>(注2)</sup>です。
- 希望する場合は、新入生オリエンテーション資料（共通教育）の「**奨学金を希望するみなさんへ**」を確認の上、手続きしてください。

**(注1)** 今回の新入生が令和8年度春の在学採用で申し込む場合、**令和6年12月31日**  
**時点**で生計維持者の住民税情報において扶養されている子どもが3人以上の世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日の期間に生まれた子どもを含めて3人の場合や、同じ期間内に離別や死別、暴力による避難等のため、子ども3人を扶養する生計維持者が変更になった場合等は、学生生活課奨学金窓口にて事前にご相談ください。

**(注2)** 令和8年度給付奨学金の採用候補者は、入学後に進学届の手続きが必要です。  
採用候補者となっていない場合は、入学後に新規に申し込んでください。

制度の詳細については日本学生支援機構のHPでもご確認ください⇒⇒



日本学生支援機構HP

## ◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、**第1子から支援対象**となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。**(注1)**